

# 下田市行事カレンダー (3月21日~4月19日)

各課 問合せ先	健: 市民保健課健康づくり係 ☎22217	国: 市民保健課国保年金係 ☎23922
	市: 市民保健課市民係 ☎22215	観: 観光交流課 ☎23913
	産: 産業振興課 ☎23914	防: 防災安全課 ☎364145
	福: 福祉事務所 ☎22216	企: 企画課 ☎22212
	建: 建設課 ☎22219	学: 学校教育課 ☎23929
	図: 市立図書館 ☎20352	選: 選挙管理委員会 ☎22211
生: 生涯学習課 ☎235055		

この情報は3月21日現在のものです、今後変更される場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
3月の納税 納期は3月31日(月)					3/21	22
後期高齢者医療保険料8期 「納税は便利な口座振替で」「口座振替は残高確認を!」						
23	24	25	26 市民相談(市) 人権相談(福)	27 交通事故相談(防) 1歳6か月児健診 3歳児健診(国)	28	29
30	31	4/1	2	3 年金相談(国)	4 広報4月号発行 (企)	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15 2歳・2歳半児 健康相談(健)	16 法律相談(市) 市民相談(市)	17 ひよこサロン (福)	18	19

令和7年度  
軽自動車税(種別割)等の  
減免申請について

身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者の方が、日常生活において歩行が困難である方の通院、通学または生業のためにもつぱら使用される軽自動車(原付等2輪車含む)については、一定の基準のもとに軽自動車税(種別割)が減免されます。

※毎年申請が必要です。

○減免申請の期間は、納税通知書が届いた日から6月2日(月)までです。

**減免される軽自動車税(種別割)等の対象**

①所有者が減免を受ける本人名義になっていること

※令和7年4月1日時点で、自動車検査証の所有者欄が原則本人名義であることが必要です。なお、障害者である本人が運転する場合と、生計同一者または常時



介護者が運転する場合で、対象となる障害の等級が異なりますのでご注意ください。

※本人が社会福祉施設や病院に入所(院)し、軽自動車を運転する方と生計を一にしていない場合には減免できません。

②すべての車種を含め、障害のある方1人につき1台のみ減免できます。

③減免の対象となる障害の等級は、市役所ホームページよりご確認ください。問合せ先への電話にてご確認ください。

**申請に必要な書類**

- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 自動車検査証
- 運転する方の運転免許証
- 減免を申請する方(納税義務者)のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- 委任状(同居親族以外の場合)

**申請・問合せ先**  
税務課市民係  
(東本郷庁舎窓口) ☎22218